改正後

（立札による掲示の様式等）

第八条　令第十八条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　多目的ダムの名称

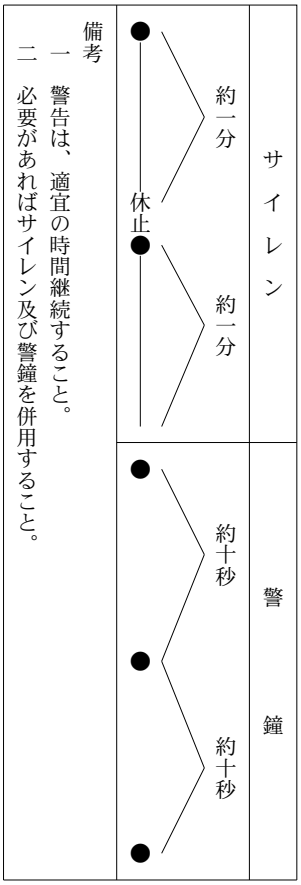
二　多目的ダムの位置

三　その他流水の状況の変化によつて生ずる危害を防止するために必要な事項

2　令第十八条に規定する立札による掲示は、別記様式第五により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第六により行うことを例とする。

3　令第十八条の規定による公衆の閲覧は、国土交通省又は多目的ダムを管理する都道府県知事の統括する都道府県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

4　令第十八条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考

一　警告は、適宜の時間継続すること。

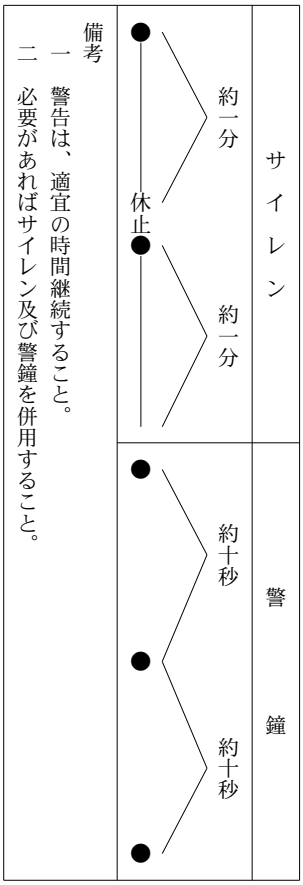
二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

改正前

（立札による掲示の様式等）

第八条　令第十八条に規定する立札による掲示は、別記様式第五により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第六により行うことを例とする。

2　令第十八条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考

一　警告は、適宜の時間継続すること。

二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

（河川法施行規則の一部改正）

第二条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

（立札による掲示の様式等）

第二十六条　令第三十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　ダムの名称

二　ダムの位置

三　その他流水の状況の変化によつて生ずる危害を防止するために必要な事項

2　令第三十一条の立札による掲示は、別記様式第十四により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第十五により行うことを例とする。

3　令第三十一条の規定による公衆の閲覧は、ダムを設置する者のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

4　令第三十一条に規定するサイレン又は警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。

改正前

（立札による掲示の様式等）

第二十六条　令第三十一条の立札による掲示は、別記様式第十四により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第十五により行うことを例とする。

2　令第三十一条に規定するサイレン又は警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。

